

キャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の意義

永 田 靖

はじめに

ここ数年において、わが国の企業を取り巻く経済環境の変化は著しい。それに対応して、わが国の企業の多くは海外取引の拡大、海外生産拠点の拡張、海外企業の合併・買収等の事業活動をグローバルに展開してきている。このような企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させるため、1997年にFASBとIASCから、セグメント情報の開示に関して、従来の会計基準を抜本的に見直した新たな会計基準が相次いで公表された。

このような状況下において、キャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の必要性と、その有用性について検討してみる。そのためには、セグメント情報の開示が公表された経緯について、わが国、FASB、およびIASCを比較し検証してみる。ついで、わが国の企業のキャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の開示の実態を検証してみる。

1. セグメント情報開示の現状と課題

1-1. 導入の経緯

セグメント情報とは、売上高や営業損益、その他の財務情報を、事業の種類別および地域別に分類したものである。セグメント情報の目的は、企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させることにある。わが国においては、1988年に企業会計審議会から「セグメント情報の開示

に関する意見書」並びに「セグメント情報の開示基準」が公表された⁽¹⁾。わが国においては、同1988年に「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令」⁽²⁾が公布された。それによって、1990年4月1日以後に開始する事業年度から、事業の種類別および所在地別の売上高、営業損益および海外売上高が有価証券届出書および有価証券報告書（「有価証券報告書等」）の添付資料として連結情報のなかに記載することが要求された⁽³⁾。ただし、この時点においては、同省令附則6により、所在地別の営業損益は、当分の間は記載しないことが認められた。また、同省令附則7により、海外売上高には、当分の間、本国以外に所在する連結子会社から本国への輸出高を含めることとされた。この省令により、わが国の証券取引法に基づくことによりセグメント情報開示が制度化された。

1991年4月1日以後に開始する事業年度からは、セグメント情報は連結財務諸表とともに有価証券報告書等の本体に組み込まれた⁽⁴⁾。1993年4月1日以後に開始する連結会計年度にかかわる連結財務諸表からは、連結財務諸表の注記事項となり⁽⁵⁾、監査の対象とされた⁽⁶⁾。このときから、1997年4月1日以後に開始する連結会計年度にかかわる連結財務諸表での全面開示に向けて、開示内容は段階的に拡充されることとなった。

1997年9月に、企業会計審議会から「連結財務諸表の見直しに関する意見書」が公表され、わが国の証券取引法に基づくディスクロージャー制度を連結情報について中心とした制度へ転換するとともに、セグメント情報のより一層の充実をはかることが提言された。これを受けて、1999年3月30日付で関連省令等の改正・新設が行われ、1999年4月1日以後に開始する事業年度から連結情報を中心とした開示制度へと移行し、現在に至っている。

現在わが国では、セグメント情報は証券取引法により提出が求められる連結財務諸表および中間連結財務諸表の注記事項として開示が要求されている。また、その作成方法と様式は、連結財務諸表規則（「連規」）⁽⁷⁾ならびに同規則・記載様式（「連規様式」）、中間連結財務諸表規則ならびに同規則⁽⁸⁾

様式において規定されている。1995年に、日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第1号「セグメント情報の開示に関する会計手法」〔会計手法〕は、これらの開示要件に基づく実務指針として今日のわが国において機能している。さらに、わが国では企業内容等の開示に関する内閣府令⁽⁹⁾に基づき、有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書において、連結財務諸表以外の部分でもセグメント情報の開示が要求されている。

米国では、1960年代からSECへ提出が義務付けられている各種書類や株主宛年次報告書のなかで、事業の種類別や顧客に関する情報の開示が要求されてきた。1976年に、FASBから財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告」〔SFAS第14号〕⁽¹⁰⁾が公表された。1977年にはSECにおいて、規則Regulation S-Kが新設されて、SECへの提出書類や株主宛年次報告書のなかで要求されるセグメント情報の作成に際して、SFAS第14号に従わせる方向で統一化がはかられた。その後、SFAS第14号を部分的に改定するための基準書が公表されたが、1997年6月には、それらを抜本的に改訂した財務会計基準書第131号〔SFAS第131号〕⁽¹¹⁾が公表されて今日に至っている。

IASCにおいては、1981年に国際会計基準第14号「セグメント別財務情報の報告」⁽¹²⁾を公表した。その後IASCは1994年に、同基準に形式的な改訂を施した改訂版〔旧IAS第14号〕⁽¹³⁾を公表した。しかし、1997年8月に、旧IAS第14号を抜本的に見直した国際会計基準第14号(1997年改訂)「セグメント別報告」〔IAS第14号〕⁽¹⁴⁾を公表して現在に至っている。

IAS第14号とSFAS第131号は、いずれも営利目的の公開企業における完全な一組の年次および中間財務諸表に対して適用される⁽¹⁵⁾。また、これらの基準は個別財務諸表においても適用され、連結財務諸表と個別財務諸表の双方が提出される場合には、連結財務諸表のみに適用される。わが国では個別財務諸表においては、セグメント情報の開示は要求されない。

今日において、わが国の基準、IAS第14号およびSFAS第131号の間には

かなりの隔たりがみられる。そこで、以降は目的適合性、信頼性、検証可能性等の会計情報の質的特徴に着目しながら、各基準間を比較検討してみる。会計基準の国際的調和化が進展しつつある今日において、IAS 第14号およびSFAS131号は、わが国をはじめとする諸外国のセグメント情報の開示基準や実務に対して、現在及び将来にわたり重大な影響を及ぼすものと考えられる。

1-2. 開示基準の比較

1-2-1. セグメントの種類

開示対象セグメントの定義には、同種・同系列の製品またはサービスに基づく「事業系列別セグメント」と、何らかの地域区分に基づく「地域別セグメント」、そして顧客に基づくものなどがある。わが国の事業の種類別セグメント⁽¹⁶⁾、SFAS 第14号の産業別セグメント⁽¹⁷⁾、SFAS 第131号の全社ベースでの製品およびサービスに関するセグメントおよびIAS 第14号のビジネス・セグメント⁽¹⁸⁾は、事業系列別セグメントとみることができる。

わが国の所在地別セグメント、国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分⁽²⁰⁾、SFAS 第14号の国内事業と在外事業の区分、在外事業の地域区分、国内売上高と輸出売上高の区分および輸出売上高の地域区分⁽²¹⁾、SFAS 第131号の全社ベースでの本国と海外諸国全体および本国と海外の個々の国による区分⁽²²⁾、およびIAS 第14号の資産または顧客の所在地による地域区分⁽²³⁾は、地域別セグメントとみることができる。

ここでの資産の所在地とは、企業の製造施設、またはサービス施設およびその他の資産の所在地を意味する。これに対して、SFAS 第131号のオペレーティング・セグメント⁽²⁴⁾は、企業の内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別され、事業系列と地域のいずれか一方または双方の組み合わせに基づく場合と、いずれにも基づかない場合とがある。

わが国の所在地別セグメントは、製品の製造元に基づく地域区分であり、国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分は製品の販売

先に基づく地域区分を意味している。SFAS 第14号における国内事業と在外事業の区分および在外事業の地域区分は、資産の所在地に基づく区分であり、輸出売上高は国内事業における海外の外部顧客への売上からの収益も含まれると考えられる。この場合、在外子会社からわが国の外部顧客への売上高は、⁽²⁵⁾海外売上高には含まれない。

SFAS 第131号では、全社ベースの地域別セグメント情報として、外部顧客からの収益を地域別に区分する際に、資産の所在地と顧客あるいは市場の所在地のいずれを基礎とするかについては、経営者の判断に委ねられている。⁽²⁶⁾IAS 第14号においても、地域別のセグメントの識別に際しては、資産の所在地と顧客あるいは市場の所在地のいずれかに基づいて識別することも認めている。⁽²⁷⁾

SFAS 第14号は、実務上の負担を考慮して、事業系列別に分解することが実務上実行不可能な在外事業をまとめて単一の事業系列別セグメントとして識別することとし、事業系列別セグメントが世界ベースで識別されないことを容認している。⁽²⁸⁾このような処理については、SFAS 第131号、IAS 第14号およびわが国の基準のいずれにおいても言及されていない。

1-2-2. セグメントの識別方法

わが国の基準やSFAS 第14号では、事業系列や地域に基づく各種セグメントの識別に際しては、経営の多角化・国際化の実態が適切に反映されるように、さまざまな判断基準が示されている。しかし、これらの基準も事業区分や地域区分の最終的な決定は経営者の判断に委ねられている。⁽²⁹⁾わが国の監査委員会報告第53号「セグメント情報の監査に関する実務指針」では、開示された事業区分の妥当性を検証するうえで、事業区分についての考え方の合理性、事業区分の決定手順、事業区分における恣意性の介入、経営方針や経営組織等との整合性等に留意することを求めている。

SFAS 第131号とIAS 第14号では、外部報告目的のセグメントの識別に際して、企業の内部組織構造や内部報告制度に注目している。しかし、両

基準には、開示対象セグメントの識別方法において重大な差異が認められている。SFAS 第131号は、オペレーティング・セグメントの識別に際して、事業系列や地域区分にかかわらず、内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別することを要求している。IAS 第14号においても、企業の内部組織構造や内部報告制度を企業が直面するリスクと収益性の主要な源泉と内容を識別するための基礎とみなして、セグメントの識別に際してそれらに着目することを要求している。しかし、IAS 第14号は、企業の内部組織構造や内部報告制度が事業系列と地域のいずれにも基づかないならば、企業経営者はさらに組織の下位レベルの内部報告セグメントに着目しながら、最終的に事業系列または地域に基づいてセグメントを識別することを要求している。⁽³⁰⁾

わが国の基準⁽³¹⁾、SFAS 第14号およびIAS 第14号⁽³²⁾では、事業系列別セグメントに関して、外部から収益を得ていない事業区分を独立のセグメントとして識別することは要求されない。これに対してSFAS131号では、収益の大部分あるいはすべてがセグメント間の内部取引からもたらされる事業区分であっても、それがその企業の管理形態であれば、独立のオペレーティング・セグメントとして識別することが要求される。⁽³⁴⁾わが国では、垂直的に結合された事業でも、一部でも外部顧客から収益を得ている場合には、独立のセグメントとして識別される可能性がある。⁽³⁵⁾SFAS 第14号の場合では、このようなケースでも、セグメントの識別は要求されないと考えられる。IAS 第14号では、外部顧客からの収益が50%未満のセグメントは開示対象にはならない。⁽³⁶⁾また、たとえ企業の内部報告制度が垂直的に統合された活動を別個のセグメントとして取り扱っていても、企業がそれらをビジネス・セグメントとして外部に報告することを選択しなかった場合には、売り手と買い手のセグメントを結合することが要求される。⁽³⁷⁾

また、地域別セグメントについては、わが国の場合、外部顧客からの収益が存在しないで、地域間の内部振替取引による収益だけが計上される地域区分であっても、独立のセグメントとして識別することが求められる、

これは、事業活動の地域性を重視するためとされている⁽³⁸⁾。IAS第14号では、異なる地域間の垂直的に結合された事業は、それぞれの地域の外部顧客からの収益が50%未満の場合には、地域区分は要求されないと解釈でき⁽³⁹⁾る。

1-2-3. セグメントの位置づけ

わが国の基準やSFAS第14号では、開示対象セグメントはすべて対等に扱われる。これに対してSFAS131号では、オペレーティング・セグメントが基本的なセグメントとされる。オペレーティング・セグメントは企業の内部組織構造に基づいて定義されるため、事業系列または地域区分に一致する場合もあれば、一致しない場合もある。SFAS第131号では、オペレーティング・セグメントで提供されない情報を捕捉するために、全社ベースで事業系列や地域別セグメント情報を開示することが要求される⁽⁴⁰⁾。これらの両セグメントには、開示が要求される情報の範囲に差異がある。

IAS第14号の場合でも、企業のリスクと収益性の主要な源泉に基づいて、事業系列と地域に基づくセグメントのいずれか一方を基本的報告様式で、他方を補足的報告様式で開示することが要求される⁽⁴¹⁾。いずれのセグメントを基本的報告様式または補足的報告様式で開示するかについては、経営者の判断に委ねられている⁽⁴²⁾。そのため、両報告様式には、開示される報告の範囲に差異がある。

1-2-4. セグメントの重要性判定基準

開示の対象となる事業系列別セグメントの識別に際しては、わが国の基準⁽⁴³⁾、FASB⁽⁴⁴⁾およびIASC⁽⁴⁵⁾の各国基準のいずれも内部取引高を含む売上高、営業損益および資産のいずれかが、それぞれの合計額の10%以上であるセグメントの開示求められる(「10%基準」)。これに対して、所在地別セグメントの識別については、わが国の基準⁽⁴⁶⁾やSFAS第14号⁽⁴⁷⁾では、わが国では内部取引高を含み、FASBではこれを除く売上高と資産が10%基準の判定対

象とされる。このために、所在地別セグメントについては、たとえ営業利益や営業損失が10%基準を満たしていても、売上高と資産が全体の10%未満であるセグメントは開示対象としなくてもよいことになる。また、10%基準の判定対象が同じであっても、判定対象となる財務数値の計算に含まれる項目が、各国基準や各企業の間で異なっている可能性もある。

IAS 第14号は、補足的報告様式で開示されるセグメントの識別に際して、外部顧客への売上高と資産の帳簿価額のいずれかを10%基準の判定対象として⁽⁴⁸⁾いる。SFAS 第131号の場合では、全社ベースの事業系列別あるいは地域別セグメントの識別に関する重要性判定基準はみられず、情報開示の実行可能性だけが問われることとなる⁽⁴⁹⁾。ここで情報の開示が実行不可能な場合は、必要な情報が利用できないうえ、かつそれを作成するためのコストが課題になった場合である⁽⁵⁰⁾。

わが国では、事業系列別セグメントについて、内部取引高を含む売上高、営業損益および資産のすべてが、全セグメントベースでのそれぞれの合計額の90%を超えるセグメントが存在し、かつ、上記の10%基準を満たすセグメントが存在しない場合、当該セグメント情報を開示しないことができる⁽⁵¹⁾（「90%基準」）。所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準の判定対象とされる⁽⁵²⁾。このことは、所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準を満たしておけば、たとえ営業利益または営業損失が10%基準を満たすセグメントが存在していても、開示しなくても良いこととなる。SFAS 第14号では、事業系列別セグメントについて同様な基準がみられるが⁽⁵³⁾、SFAS 第14号の所在地別セグメントをはじめとして、SFAS 第131号およびIAS 第14号のいずれのセグメントについても90%基準はみられない。

また、開示対象セグメント数の下限について、SFAS 第14号は、事業系列別セグメントについては全開示対象セグメントの外部顧客からの収益の合計が、全事業系列セグメントの外部顧客からの収益合計の75%になるまで、セグメントを追加的に識別することを要求していた⁽⁵⁴⁾。SFAS 第131号ではオ

ベレーティング・セグメント⁽⁵⁵⁾、IAS 第14号では事業系列別と地域別の双方のセグメント⁽⁵⁶⁾について、SFAS 第14号と同様な75%基準がみられる。これに対してわが国では、事業系列別と所在地別いずれのセグメントについても、開示対象セグメントの内部取引を含む売上高または資産の合計額が、全セグメントの内部取引を含む売上高または資産の合計額のそれぞれ50%以下である場合には、その理由等の開示が要求されるにとどまっている⁽⁵⁷⁾。

1-2-5. セグメントの財務情報

(1) セグメントにおける開示項目

わが国⁽⁵⁸⁾やSFAS 第14号⁽⁵⁹⁾の事業系列別セグメント、およびIAS 第14号⁽⁶⁰⁾の基本的報告様式で開示される事業系列別セグメントでは、売上高または収益、営業損益または経常損益、資産、減価償却、減耗償却費および繰延資産や無形固定資産の償却費、および資本的支出の金額の開示が要求されている。SFAS 第14号⁽⁶¹⁾やIAS 第14号⁽⁶²⁾では持分法適用投資先について、持分法による投資損益および同投資先への投資額等の開示が要求される。IAS 第14号ではさらに、有形および無形固定資産の償却費以外の重要な非資金的費用でセグメント別損益の計算に含まれる費用の総額や負債の開示が要求される⁽⁶³⁾。IAS 第14号の補足的報告様式で開示される事業系列別セグメントについては、外部顧客からの収益、資産の帳簿価額の総額、および有形および無形固定資産の当期における取得額の総額の開示が要求される⁽⁶⁴⁾。

わが国の基準⁽⁶⁵⁾やSFAS 第14号⁽⁶⁶⁾の所在地別セグメントでは、売上高または収益、営業損益または経常損益および資産の開示が要求される。SFAS 第14号では、営業損益に替えて、純利益、または営業損益と純利益の間のその他の収益性の尺度の開示も認めた。IAS 第14号では、基本的報告様式で開示される地域別セグメントについては、事業系列別セグメントと同項目の開示が要求される。IAS 第14号の補足的報告様式で開示される地域別セグメントについては外部顧客からの収益、資産の所在地に基づく地域別セグメントについては資産の帳簿価額の総額および有形または無形固定資産の

当期における取得額の総額の開示が要求される。⁽⁶⁷⁾

これに対して、SFAS 第131号のオペレーティング・セグメントについては、最高業務意思決定者によって検討される損益と総資産とともに、次の項目がそれらの計算に含まれる場合は、別途に開示が要求される。⁽⁶⁸⁾ 損益に関しては、外部顧客からの収益、セグメント間の内部取引から生じる収益、受取利息、減価償却費、減耗償却費および無形固定資産の償却費、非経常項目、持分法における投資利益、法人税および法人税還付額、異常項目、および上記償却額を除く非現金支出項目、また、資産に関しては、持分法適用会社への投資額、および金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額である。

SFAS 第131号の全社レベルでの事業系統別セグメントについては、実行不可能でないかぎり、外部顧客からの収益の開示が要求される。⁽⁶⁹⁾ また、全社レベルでの地域別セグメントでは、実行可能であるかぎり、外部顧客からの収益、および金融資産等を除く長期性資産等の開示が要求される。⁽⁷⁰⁾

(2) 収益性に関する情報

収益性の尺度として開示が要求されるセグメント別損益は、セグメント別収益からセグメント別費用を差し引いて計算される。各国基準で定義される事業系列別および地域別セグメントの収益には、一般に外部顧客への売上からの収益と、セグメント間の内部取引から生じる収益が含まれ、それらは区分して記載することが要求される。わが国の基準の場合は、それが困難であれば一括して記載することも認められる。⁽⁷¹⁾ わが国の海外売上高⁽⁷²⁾やSFAS 第14号の輸出売上高⁽⁷³⁾、SFAS 第131号の全社ベースの事業系列別および地域別セグメント⁽⁷⁴⁾、およびIAS 第14号の補足的報告様式で開示が要求される事業系列別および地域別セグメント⁽⁷⁵⁾の収益は、外部顧客への売上からの収益である。

営業損益については、わが国では営業損益にかえて経常損益を開示することが認められている。⁽⁷⁶⁾ SFAS 第14号では企業外部からの受取利息やセ

グメント間の売上債権からの受取利息は、その利息が得られる資産がセグメント固有の資産に含まれている場合には、セグメント別収益に含めることが要求されている⁽⁷⁷⁾。他のセグメントに対する前渡金や貸付金から得られた利息は、主たる営業活動が財務的性格のセグメントを除いてセグメント別収益には含めないものとされる。また、SFAS 第14号では、営業損益を計算するうえで、全社レベルの収益、全社的一般経費、支払利息、法人税、持分法による投資損益、異常項目、および少数株主持分等は含めないもの⁽⁷⁸⁾として、これに対してSFAS 第131号では、それらの項目は、オペレーティング・セグメントについて、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別損益の計算に含まれる場合には別途、開示が要求される⁽⁷⁹⁾。

IAS 第14号では、営業の大部分が当該セグメントの範囲内である持分法適用投資先からの持分法による投資損益および比例連結適用会社からの投資損益は、連結ベースの収益に含まれる場合にかぎり、セグメント別損益の計算に含めることを要求している⁽⁸⁰⁾。異常損益項目、および利息や配当収入等の金融関連の損益は、わが国の基準やSFAS 第14号と同様に、セグメント別損益の計算には含まれない⁽⁸¹⁾。

セグメント別損益は、セグメント別収益から差し引かれる営業費用の大きさによって規定される。わが国⁽⁸²⁾、FASBおよびIASの各国基準では、セグメントに直接課することができない営業費用は、各企業の実情に即した合理的な配賦基準で配賦される。しかし、具体的にどの費用が直接課することができない費用に属するかについては、その企業の固有の事情により異なる。わが国の基準では、全社的一般経費は、各セグメントに直接課することはできず、かつ各セグメントの受ける便益の程度が直接把握できない営業費用とみなされる。これを各セグメントに配賦するかどうかは企業の判断に委ねられている⁽⁸⁵⁾。これに対してSFAS 第14号では、経費の性質によって、セグメント関連経費となるかどうかが決まされ、全社的一般経費はセグメント関連経費とはみなされず、配賦計算がおこなわれる余地はないものとみなされる⁽⁸⁶⁾。IAS 第14号は、全社レベルで発生する費用でも、セ

グメントに関連した経費については、セグメントに直接課することができるか、または合理的な基準で配分できる場合にはセグメント別費用とみなしている⁽⁸⁷⁾。このようにいずれの基準でも、使用された配賦基準の開示は要求されないことになる。

(3) 資産に関する情報

わが国では、連結財務諸表に記載された資産は、セグメント固有資産と全社資産に区分される。セグメント固有資産はさらにセグメント専用資産とセグメント共用資産に区分される⁽⁸⁸⁾。これらの資産には、有形、無形、流動、固定という種類に区分なく、すべての資産が含まれる。共用資産は、合理的な基準で各セグメントに配賦することが要求される。この際に、貸倒引当金等の評価性引当金も関連資産に対応して配分される⁽⁸⁹⁾。全社資産は、セグメントへの配分が不能または適当でない等の理由で、特定のセグメントに配分されなかった資産を意味する。そして、全社資産の識別は経営者の判断に委ねられている⁽⁹⁰⁾。

わが国の基準⁽⁹¹⁾、SFAS 第14号⁽⁹²⁾、およびIAS 第14号⁽⁹³⁾のいずれにおいても、セグメント別資産とセグメント別損益の関連づけが強調されている。SFAS 第14号およびIAS 第14号では、セグメント別資産の範囲を営業用資産に限定している。したがって、主たる営業活動が財務的性格を有するセグメントを除き、他のセグメントへ前渡金や貸付金をセグメント固有資産に含めることは認められない。また、IAS 第14号では、持分法による投資損益や比例連結による投資損益がセグメント別収益に含まれる場合には、持分法適用投資先に対する投資額や比例連結により処理される共同事業体の営業上資産に対する持分をセグメント別資産に含めることが要求される⁽⁹⁴⁾。SFAS 第14号では、持分法による投資損益はセグメント別営業損益の計算には含めないが、事業系列別セグメントに関して、事業が垂直的に結合されている持分法適用投資先については、持分法による投資損益と純資産への投資額を、別途、開示することが求められる⁽⁹⁵⁾。SFAS 第131号ではオペレ

ーディング・セグメントに関して、持分法適用会社への投資額や、金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額が、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別資産の計算に含まれる場合には、別途、開示が要求される⁽⁹⁶⁾。

1-3. 先行研究にみる財務分析上の課題

ここでは、FASBのSFACにおいて公表されている財務報告の目的から、セグメント情報の目的を明確にし、セグメント情報を利用する際の課題を検討する。

既に第2章において検討した1978年にFASBが公表したSFAC第1号において、営利企業の一般目的外部財務報告の基本目的は、次のものであった。

現在および将来の投資者、債権者その他情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定をおこなうのに有用な情報を提供しなければならない⁽⁹⁷⁾。

さらに、具体的には、投資者、債権者およびその他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・イン・フローの見込み額、その時期およびその不確実性を予め評価するうえで有用な情報の提供を求めている⁽⁹⁸⁾。そのような情報として、稼得利益およびその内訳要素の測定によって提供される企業の業績に関する情報をはじめ、企業の流動性または支払能力を評価するために有用な経済的資源、債務および出資者持分に関する情報をあげている⁽⁹⁹⁾。セグメント情報に関しては、SFAS第14号とSFAS第131号⁽¹⁰⁰⁾は⁽¹⁰¹⁾いずれもSFAC第1号と同様な立場をとっている。

つづいて、セグメント情報を利用した場合において、セグメント情報開示基準に関する課題について、先行研究をもとに検討してみる。

末政 [1993] では、外部利害関係者の視点から、1977年から1991年までのIBM社により公表されたセグメント財務情報を用いて財務分析をおこなっている。ここで使用されているセグメント情報は、主として株主宛年

次報告書と SEC への提出用の有価証券報告書 (Form10-K) に記載されているものである。いずれの報告書も SFAS 第14号と Regulation S-K が適用されている。

ここでは、事業系列別と地域別の各セグメントについて、個々のセグメントの独立的評価、各セグメントの全社的業績への貢献度を重視した評価、および全社的な枠組みのなかでの他のセグメントとの相互依存関係を重視した評価の視点から分析している。

期間比較上の問題点は次のようなものである。分析対象期間において株主宛年次報告書と Form10-K のいずれにおいても、事業系列別と地域別のセグメント情報の記載順位の変更、名称も含めた事業区分の変更、および地域区分の変更がみられる。開示対象セグメントの変更によって開示項目についても変化がみられる。したがって、同一の企業内での期間比較をおこなうに際しては、修正再表示された情報をつなぎ合わせる作業が必要となる。この場合、同一年度分の数値が修正再表示される都度、変化するために、同一基準に基づく数値を利用した比較は修正再表示される年度分に限定されることとなり、四ヶ年を超える長期間の比較は困難となることが判明した⁽¹⁰²⁾。

また、セグメント情報固有の課題は次のようなものである。事業系列別のセグメントの財務情報による収益性の分析では、他のセグメントへの振替高の受入側の情報である他のセグメントからの振替高が開示されていないことが、全社的な枠組みのなかでのセグメント間の相互依存関係を重視した評価の妨げとなる。事業系列別セグメントによる資本的支出に関する分析では、セグメント固有資産の内訳、つまり固定資産と流動資産の区別や償却資産と非償却資産の区別がされていないために、セグメント固有の固定資産残高と固定資産投資額の関係や減価償却費と償却された固定資産の関係に関する分析ができない。事業系列別セグメント情報による成長性の分析では、セグメントに配分されない資産が存在するために、各セグメントの固有資産の係数と連結ベースの資産が関係する比率、たとえば、全

セグメントベースの固有資産営業利益率と連結ベースの総資産営業利益率や、全セグメントベースの固定資産回転率と連結ベース総資産回転率の伸び率や成長傾向の関係が不明確になる。また、セグメント固有資産に固定資産以外の資産が含まれるために、減価償却費と固定資産投資額や、固定資産投資額と固定資産残高の伸び率や成長傾向の関係が不明確になる。⁽¹⁰³⁾

地域別セグメントの情報による収益性の分析では、セグメント固有資産の内訳表示とともに、資本的支出額や減価償却費等の開示の必要性が指摘されている。⁽¹⁰⁴⁾ また、商品の地域間での振替にともなう内部振替損益の実現部分と未実現部分がセグメント別に開示されていないために、セグメントベースの売上高純利益率と連結ベースのセグメント別売上高純利益率の計算構造上の差異を除去することができないため、両比率の関係が不明確になる。⁽¹⁰⁵⁾ 同様に、セグメント固有資産については、地域間の振替額が地域別に開示されないために、セグメントベースの固有資産回転率と連結ベースのセグメント別固有資産回転率の計算構造上の差異から両比率の関係が不明確になる。⁽¹⁰⁶⁾ さらに、地域別の減価償却費や営業利益の情報が開示されなかったために、セグメント別売上高に対して減価償却費や営業活動によるキャッシュ・フローを関係づけた分析もできない。地域間振替取引について、受入側の情報が開示されないことや、地域間振替にともなう内部振替損益の実現部分と未実現部分が地域別に開示されていないことは、全社的な枠組みのなかでの地域間の相互依存関係を重視した収益性の評価の妨げにもなっている。⁽¹⁰⁷⁾

1-4. 開示実態からの課題

セグメント情報の開示実態に関する分析は、事業系列別セグメントについては、SFAS 第14号からSFAS 第131号へと移行することにともない、セグメント情報を開示する企業数、開示されるセグメント数および開示項目数が全体として増加し、セグメントの定義や開示項目が企業間でますます多様化していることを示している。地域別セグメントについては、開示さ

れるセグメント数の増加は見られるが、開示項目数の著しい減少もみられる。⁽¹⁰⁸⁾

SFAS 第131号では、開示対象セグメントは経営者の経営意思決定の所産である内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別され、開示が求められる情報は、経営者の意思決定に際して使用されるか否かにより決定される。さらには、情報の入手可能性やコスト面での実行可能性に関する経営者の判断もまた、開示対象セグメントの識別や開示項目を左右することとなる。つまり、SFAS 第131号では、セグメント情報の認識、測定、報告のすべての面において、経営者の判断に委ねられているということが多くみられる。

SFAS 第131号は、外部報告目的でのセグメント識別に際して、マネジメント・アプローチを導入することの利点として、①「経営者の目を通して」企業をみる能力が企業の将来のキャッシュ・フローを予測する能力を高めること、②内部報告目的で作成された情報が利用できるために、情報作成コストの低減が図られること、③内部組織構造に基づくセグメントの識別は、「産業」に基づくよりも客観性が高いことをあげている。⁽¹⁰⁹⁾ここでは、経営者の経営戦略がセグメント情報に重要な影響を及ぼすことが前提とされており、セグメント情報の開示の実態はその効果をあらわすものと考えることができる。

これに対して、SFAC 第1号では、「企業の成否は、多くの要因の相互作用の結果」であって、「経営者の能力および業績は貢献要因であるが、……経営者の統制の範囲をしばしば超える事象および環境要因も貢献要因」であり、「財務報告は、特定の経営者の支配下にあった一会計期間の企業に関する情報を提供するが、当該企業の経営者の業績に関する情報を直接に提供するわけではない」と述べている。⁽¹¹⁰⁾このことは、企業の業績が、企業の内部貢献要因と外部貢献要因の複合的な成果であることを意味している。

SFAS 第131号は、企業業績の評価において企業の内部貢献要因をより重視しているのに対して、わが国の基準、SFAS 第14号およびIAS 第14号は、企業の外部貢献要因をより重視しているようにみることができる。し

かし、企業の内部貢献要因と外部貢献要因のいずれが将来の企業業績に重要な影響を及ぼすかについては、個々の状況により異なると思われる。

セグメントの識別方法、営業費用や資産の配分方法が企業によって異なるために、従来からセグメント情報の有用性は企業間比較の分析では極めて限定的であるといわれてきた⁽¹¹¹⁾。そのため、セグメント情報の継続性を確保するための方策が基準に盛り込まれ、セグメント情報は同一企業を前提とした時系列分析において、その役割が期待されてきた。しかし、企業における事業の内容は時代とともに変化し、戦略的展開によっても大きく影響を受けるため、多角経営の実態を反映した開示をおこなうことと継続性の維持を両立させることは、セグメント情報の作成側にとって困難をともなう問題になると思われる。SFAS 第131号において、情報の期間比較可能性を改善することが、情報の目的適合性または信頼性を破壊し弱める可能性がある⁽¹¹²⁾としている。

IAS 第14号が、1993年における IASC の「財務諸表の比較性改善プロジェクト」に基づき、代替的方法を制限することによって形式的な比較可能性を高めることを求めたのに対して、SFAS 第131号のマネジメント・アプローチが、経営戦略という主観的な経営者の考え方の把握および評価を可能にするという意味で、企業間の経営戦略の実質的な比較可能性を高めたと主張される。この場合には、同一企業内での会計処理や手続の継続性は、形式的な期間比較可能性を確保するための方策とみることができる。実質的な意味での企業間比較や期間比較では、企業間あるいは年度間でのセグメント情報の多様性が分析の対象とされることになる。そうした分析では、将来のキャッシュ・フローを予測するために有用な情報をいかにして導出するか、また、経営者の経営戦略上の判断とセグメント情報の操作を意図した恣意的な判断をいかにして区別するかということが課題になると考えられる。また、同一企業内でのセグメント間の相互依存関係等といった経営戦略のダイナミックな変化を的確に反映した情報に対する要求が一層に高まると考えられる。その意味において、セグメント間の内部取引

に関する情報をさらに充実させることも重要な課題になると考えられる。

2. セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義

第1節で検討したように、事業系列別および地域別のセグメント情報は、ある一定の有用性が確認できたといえる。しかし、企業の外部貢献要因と内部貢献要因を経営者の判断に委ねてセグメント情報に盛り込むことには限界があるように思われる。ついで検討してみるのは、セグメント別のキャッシュ・フロー情報についての有用性である。

確かに、わが国においても連結ベースでの財務情報は主流になりつつある。このようななかで、企業集団あるいは企業グループの連結財務業績だけを使用し、当該グループの収益力や財務体質を判断することはできないと考える。その理由には、多角化、国際化の進んだ企業グループでは、事業特性や地域特性を異にする事業群からなる複合体であるからである。そのために、各事業・地域ごとの収益性、成長性、リスクの程度といった内容は、各セグメントが直面する事業環境に則した成果ないしは予測および目標値として把握されなければならない。企業グループのセグメント情報が注目されるのは、グループ内外の利害関係者にセグメントごとの詳細な情報を提供し、各事業・地域と企業グループ全体の財務業績に関する意思決定を支援するためである。

2-1. キャッシュ・フロー情報の必要性

連結キャッシュ・フロー情報は、次のような戦略的意味を持つことから、企業グループ船体の戦略行動の分析や決定に応用することが可能である。⁽¹¹³⁾

- ① 減価償却方法等、会計方針の変更で変わる可能性のある会計上の利益に比べて、より性格に企業グループの収益性の動向を表現する。
- ② 企業グループの将来キャッシュ・フローの獲得能力評価のための基礎となる。

- ③ 長・短期の支払能力がわかる。
- ④ 戦略的競争力と成長活力を表現する資本的支出と投資の指標をすることができる。
- ⑤ 数期間の比較をおこなえば、長期的な現金収支の動向を知ることができる。
- ⑥ わが国においては、バブル崩壊後より土地担保融資は困難な状況となり、銀行や資本市場からの資金調達には、現在のキャッシュ・フローと将来におけるキャッシュ創出の潜在的な能力を担保情報として開示する必要性が生じたが、この要求を満たすことができる。

このような根拠により、企業グループ全体の現金収支と財政状態の変動要因を把握するのに役立つこととなり、キャッシュ・フロー情報自体の有用性はあると考えられる。

2-2. セグメント別キャッシュ・フロー情報の必要性

このように、キャッシュ・フロー計算書がもたらすキャッシュ・フロー情報には戦略的な意味を持つことがわかる。ここでの戦略的とは、ある企業の経営意思決定者がある目的の達成を目指しておこなう企業活動ということができるだろう。しかし、連結キャッシュ・フロー計算書においては、各項目ごとの連結企業グループ全体の金額しか把握できないために、戦略的情報としては不十分であるといわざるを得ない。たとえば、営業活動によるキャッシュ・フローをみても、各年度ごとにどのような種類の事業が多くの資金を獲得し、連結企業グループ全体のキャッシュ・フロー業績に貢献しているのかについては判断できない。また、投資活動によるキャッシュ・フローについても、各事業セグメントごとにどの程度の投資をおこなっているのかという内訳までは示されない。そのために、たとえば、将来においてキャッシュ・フロー創出能力に優れていると考えられる成長事業への投資が適切におこなわれているかどうかについては判断できない。

こうしたことから、セグメント別キャッシュ・フロー情報が必要であると考えられる。

セグメント情報をキャッシュ・フロー計算書に結合してセグメント別キャッシュ・フロー計算書を作成することは、企業において、より戦略的に重要であると考えられる。その根拠として、経営意思決定者においては、各事業の価値を評価の手助けとなり、投資者や債権者および将来において企業の従業員となる潜在的な人員に対しても、事業部門別キャッシュ・フロー情報を提供できることとなるためである。これらのことは、企業が今後さらにグローバルな資金調達を可能にし、優秀な人材の確保といった経営における戦略的課題をクリアにするために不可欠な情報となると考えられるからである。

特に、営業活動にともなう現金収入は、現状の開示情報を用いて各事業セグメントからの営業利益と減価償却費の合計額をセグメント別に把握することが可能となる。また、投資活動にともなう現金支出としての資本支出においても、セグメント別に明らかとなる。これらの関係から、各事業セグメントの資金過不足の状況について、概要ではあるが、全社的収支項目とのつながりのなかで理解できることになる。しかし、これらのことはセグメント別キャッシュ・フロー計算書の機能を部分的に果たしていることに過ぎないのである。

1971年、FASBにおいて、キャッシュ・フロー計算書は財政状態変動表に代わり、正式に基本財務諸表の一つとされ、作成および開示のための会計処理の指針がAPBにより公表された。しかし、既に1969年の時点において、RappaportとLernerにより、セグメント別財政状態変動表が提案されていた。⁽¹¹⁴⁾

それには、当該計算書は、新しく投資がおこなわれたセグメント、利用可能な資金を生み出すセグメントとその資金を利用するセグメント等を明らかにするものであった。⁽¹¹⁵⁾ また、高成長の見込まれる事業に資金が拘束されているのか、または低成長事業の維持のための資金が配分されているの

か等を明らかにし、外部資金調達の必要性の有無を判断するための解答も与えてくれるものであった。

そして、これらの情報が、企業の利益と配当の成長に関心を持つ投資家の意思決定に役立つことを強調している。しかし、実際にはこれらの情報は、経営者の企業戦略の一環としての事業にかかわる意思決定や、財務戦略にかかわる意思決定にも応用できる情報であることはいうまでもない。

2-3. 識別と決定基準

セグメント別キャッシュ・フロー計算書の有用性を決定づけるその根幹にかかわる問題としては、セグメンテーションの方法にもあることに着目しなければならない。IAS 第14号においては、企業の組織構造と内部報告は、そのセグメントを識別する基礎であるとしている⁽¹¹⁶⁾。また、取締役会および最高経営意思決定者に対して、過去の業績評価および将来の資源配分に関する意思決定のための情報が提供されている組織構造をセグメントと定義することも明確にしている⁽¹¹⁷⁾。つまり、これがマネジメント・アプローチである。この定義に忠実に従うならば、外部報告目的のセグメントと最上位の内部管理目的のセグメントと両セグメント間の実質的な差は狭まることになる。

特に、トップマネジメントに対して、将来の資源配分に関する意思決定のために情報が提供されている組織構造単位をセグメントとするということは、戦略的計画設定のなかの重要な一要素である資源配分に関する意思決定への役立ちを考慮したセグメントという戦略的プランニングの側面としての定義にほかならない。また、トップマネジメントに対して、過去の業績評価のための情報が提供されている組織構造単位については、戦略的に重要で分権化のレベルが投資責任にまで及ぶ内部管理目的のセグメントを想定していると解釈することも可能であり、これは戦略的コントロールの側面であることになる。その結果として、これらはまさに、企業戦略レベルのセグメントにほかならない。

また、IAS 第14号では、財務会計としての目的からセグメント別キャッシュ・フローの開示は推奨している⁽¹¹⁸⁾。しかし、マネジメント・アプローチに準拠したセグメント別キャッシュ・フロー情報であれば、企業戦略に応用するための要約的な情報にもなりえることも考慮すべきである。

また、マネジメント・アプローチに準拠したセグメント別キャッシュ・フロー情報の作成をおこなうまでもなく、外部報告セグメントの決定にあたり、各製品が持つ成長性、収益性、危険性の相違を判断するために考慮すべき三つの要素は、元来において戦略的視点を持つものであったといえる。それは、表1に示すように、日本公認会計士協会、FASBによるSFAS 第14号⁽¹¹⁹⁾、が示した外部報告セグメント決定に際して考慮すべき三つの要素をみると、Abell⁽¹²⁰⁾が示した事業ドメインまたは事業を定義する際に用いられる三次元の要素に、それぞれが対応していることがわかる。

表1 事業決定要素と外部セグメント決定要素との対応関係

事業の定義の 3要素	外部報告セグメント決定の際に考慮すべき要素			
	日本公認会計士協会	SFAS 第14号		
顧客層（グループ）	市場および販売方法の類似性	市場またはマーケティングの方法	市場	製品
顧客機能（ニーズ）	使用目的の類似性	製品（またはサービス）の性質		
技術（代替的）	製造方法・製造過程の類似性	製造工程の性質		

つまり、外部報告セグメントの識別・決定にあたっては、考慮すべき三つの要素が企業または企業グループの事業ドメイン決定という戦略的プランニングの重要な要素に関係しているということである。そして、現状の企業グループの外部報告セグメントの実態はもとより、本質的に外部報告のためのセグメンテーションの基準も戦略的視点を重視していたと考えることができる。これらのことについては、SFAS 第14号にある三つの要素のうち、特に「市場またはマーケティングの方法」に基づく製品のグループ

化がプロダクト・ポートフォリオ・マネジメント（「PPM」）の観点と類似していることがあげられる。

結びにかえて

セグメント別キャッシュ・フロー計算書を検討するなかで、いくつかの問題点が明らかになった。そこで、最後にその問題点を整理してみる。

(1) 企業間比較および経営実態反映

これは、セグメンテーションはどのようにあるべきかというセグメントに関する会計の根幹にかかわる問題と思われる。企業間比較は、すべての企業が標準産業分類に従えば、容易に比較は可能となるかもしれない。しかし、セグメントに関する会計の現代における主目的は、企業グループの多角化した事業業績の実態を利害関係者に知らしめることにある。標準産業分類では画一的で企業の実態を正確にあらわすことは不可能であるかもしれない。これに合わせて、企業自体が多角化をおこなっているわけではなく、市場のニーズと自社のコア能力が合致したところに事業を見いだしているのが現実である。また、現状では、各事業セグメントの区分の仕方が違い、企業グループ間の戦略の違いを明らかに表していることを考慮すると、それらの差異から戦略行動を比較し、各事業セグメントのキャッシュ・フロー分析と評価をおこなう必要が生じることになる。

(2) セグメント別貸借対照表情報

事業別貸借対照表を作成している企業では、それらを階層的に積み上げることをすれば、この作成は内部的には可能となるであろう。しかし、これらを外部報告用として、どの程度のレベルにおいて開示するのかという問題が生じることになる。

(3) 地域別セグメントとのマトリックス

IAS 第14号では、事業別セグメントと地域別セグメントのマトリックスの必要性が述べられている⁽¹²¹⁾。セグメント別キャッシュ・フロー情報もこれに準じてある一つの事業セグメントにおいても地域が異なればキャッシュ・フローを決定づける環境要因からの影響度も大きく異なることが推察できる。こうしたことを十分に理解したうえで、地域別に再分割したサブのセグメントのレベルにおいても、キャッシュ・フロー分析と評価をおこなう必要がある。その際には、PPMにおいても、成熟、成長、育成、縮小等の戦略的役割が異なればプロットも地域別にわけておこなうことが必要と思われる。

(4) 財務会計と管理会計の混同

セグメント別財務報告は、本来であれば、管理会計の分野に属するものである。経営の多角化などが進展する企業は当然ながら、株式公開をする企業であれば、経営管理上の必要性から、企業をいくつかのセグメントに区分し、その損益動向を把握する手法はおこなっているはずである。

このセグメント別情報は、それぞれの企業の事業管理上の必要に応じ、任意の基準により設定されるものである。これは、企業の必要性によるものであるため、セグメンテーションについては各企業共通の基準を設ける必要はない。つまり、セグメント別財務情報に企業間比較を期待することはできないことになる。それは、IAS 第14号においても同様の意見を取り上げている⁽¹²²⁾。

しかし、その一方では、セグメントを変更したときは、変更の性質、変更の理由および変更による影響額を開示しなければならないとしている⁽¹²³⁾。管理会計上の要請によって設定されるセグメントについては、特に急速な成長を遂げている企業において、その変更は当然のことであり、実態に合わなくなってしまったセグメント体系を維持することはない。つまり、変化自体が常態であるともいえるセグメントについて、変更の都度、その理

由を説明し、さらには変更による影響額も開示しなければならないということは、財務会計による管理会計の干渉と考えられる。

セグメント別財務情報の開示に継続性が要求され、強行されるような事態は、企業としては、管理会計用のセグメントとは別に、財務会計用といえる外部報告用の固定的なセグメントを用意する必要がある。このことは、企業に対して大きな犠牲を強いることとなり、その結果として得られる情報は犠牲のうえに成り立つ価値のある情報とはいえないと考える。

(5) 企業秘密の漏洩

セグメント別に企業の財務情報を開示することは、場合によっては、企業秘密の露呈につながる危険性がある。

IAS 第14号では、事業系別セグメントおよび地域別セグメントについてそれぞれ各別にその財務情報を開示しなければならないとしている。そこで、商品もしくはサービスの種類別損益状況の一覧表を公開することになれば、他の商品に比べて利益率の高いものについては、顧客から値引きを要求されることにつながり、企業の業績を悪化させるような結果を招くことにもなりかねない。そして、利益率の高い商品等の一覧表を公開することになれば、同業他社を刺激して競争激化を招き、やはり結果として業績の悪化の原因となりうる。また、単一の商品またはサービスを扱う企業においては、輸出先の国別に収支状況を公表すると、場合によればダンピングとして国際問題にまで発展する危険性もある。

いずれにしても、セグメント別財務情報を開示することが、当該企業の業績向上に寄与することは考えられない。その反面として、業績悪化を招来することは程度の差はあるかもしれないが確実なものではないだろう。

IAS 第14号においては、「セグメントに関する情報を開示すると、競争関係にある他の企業がより詳細な情報を利用することができることとなって、このために企業の競争的地位が弱まるという懸念があるときは、ある種のセグメント別情報については開示しないことが適切であると考えている」⁽¹²⁵⁾

としている。これは妥当な判断であるが、この基準に準拠してセグメント別財務情報を開示するとしても、結果として何ら利用する価値のない情報となれば、本末転倒になってしまう。企業に犠牲を強いるだけで何らベネフィットもない情報となる危険性も考えられる。このことは、企業の犠牲のうえに成り立ち、つまり企業内における作成コストの発生という犠牲が生じ、その結果としてセグメント別財務情報があることを忘れてはならない。

注

- (1) 企業会計審議会 [1988] を参照。
- (2) 大蔵省令第41号, 1988年。
- (3) 大蔵省令第41号附則3, 「企業内容等の開示に関する省令」第10条1項1号ホ, 第2項。
- (4) 大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令等の一部改正」, 1990年。
- (5) 大蔵省令第23号「企業内容等の開示に関する省令等の一部を改正する省令」, 1993年。
- (6) 証券取引法第193条の2第1項。
- (7) 連結財務諸表規則第15条の2。
- (8) 中間連結財務諸表規則第14条。
- (9) 内閣府令, 8.15.18条。
- (10) FASB [1976] を参照。
- (11) FASB [1997] を参照。
- (12) IASC [1981] を参照。
- (13) IASC [1994] を参照。
- (14) IASC [1997] を参照。
- (15) IASC [1997], par. 1.3. および FASB [1997], par. 1.9.115.116.
- (16) 連規様式第一号・記載上の注意1, 開示手法I1。
- (17) FASB [1976], par. 10a, 12.
- (18) FASB [1997], par. 37.
- (19) IASC [1997], par. 9.
- (20) 連規第15条の2, 開示手法II1, III.
- (21) FASB [1976], par. 31, 34, 36.
- (22) FASB [1997], par. 38.
- (23) IASC [1997], par.9, 13.

- (24) FASB [1997], par. 10.
- (25) 会計手法, 解説III。
- (26) FASB [1997], par. 38b, 106.
- (27) IASC [1997], par. 13, 14.
- (28) FASB [1976], par. 14, 69.
- (29) 会計手法 I (2)①, 会計手法・解説 I 1(2)②ウ, 会計手法 III, および FASB [1976], par. 12, 31, 34, 83, 85.
- (30) IASC [1997], par. 27b, 30, 32.
- (31) 会計手法, 解説 I 1(1)。
- (32) FASB [1976], par. 10a.
- (33) IASC [1997], par. 39, 40, 41.
- (34) FASB [1997], par. 79.
- (35) 会計手法, 解説 I 1(1)。
- (36) IASC [1997], par. 35.
- (37) *Ibid.*, par. 41.
- (38) 会計手法, 解説 III 1.
- (39) IASC [1997], par. 35.
- (40) FASB [1997], par. 36.
- (41) IASC [1997], par. 26.
- (42) *Ibid.*, par. 15, 27b, 32.
- (43) 連規様式第一号, 記載上の注意10.
- (44) FASB [1976], par. 15. および FASB [1997], par. 18.
- (45) IASC [1997], par. 35.
- (46) 連規様式第二号, 記載上の注意 8.
- (47) FASB [1976], par. 32, 33.
- (48) IASC [1997], paras. 69-72.
- (49) FASB [1997], par. 37.
- (50) *Ibid.*, par. 23.
- (51) 連規様式第一号, 記載上の注意13.
- (52) 連規様式第二号, 記載上の注意11.
- (53) FASB [1976], par. 20.
- (54) *Ibid.*, par.17.
- (55) FASB [1997], par. 20.
- (56) IASC [1997], par. 37.
- (57) 連規様式第二号, 記載上の注意10.
- (58) 連規第15条の2 第1項, 連規様式第一号・記載上の注意 2, 会計手法 I 3(3)。
- (59) FASB [1976], paras. 22-27.

- (60) IASC [1997], par. 51, 52, 55, 57, 58.
- (61) FASB [1976], par. 27.
- (62) IASC [1997], par. 64, 66.
- (63) *Ibid.*, par. 56, 61.
- (64) *Ibid.*, par. 70.
- (65) 連規第15条の2第2項, 連規様式第二号・記載上の注意2.
- (66) FASB [1976], par. 35.
- (67) IASC [1997], par. 69, 71, 72.
- (68) FASB [1997], paras. 27-28.
- (69) *Ibid.*, par. 37.
- (70) *Ibid.*, par. 38a, 38b.
- (71) 連規様式第一号・記載上の注意5, 連規様式第二号・記載上の注意5.
- (72) 連規様式第三号・記載上の注意3.
- (73) FASB [1976], par. 36.
- (74) FASB [1997], par. 37, 38a.
- (75) IASC [1997], par. 69a, 70a, 71.
- (76) 連規様式第一号・記載上の注意2, 連規様式第二号・記載上の注意2.
- (77) FASB [1976], par. 10c.
- (78) *Ibid.*, par. 10d.
- (79) FASB [1997], par. 27.
- (80) IASC [1997], par. 16, 64.
- (81) *Ibid.*, par. 16. *Ibid.*,
- (82) 会計手法 I 2(2), II2.
- (83) FASB [1976]・par. 10d, および FASB [1997]・par. 29.
- (84) IASC [1997], par. 16.
- (85) 会計手法 I 2(2), II2, 会計手法・解説 I 2(2), II2.
- (86) FASB [1976], par. 10d.
- (87) IASC [1997], par. 16.
- (88) 会計手法 I 3(2), II3.
- (89) 会計手法 I 3(1).
- (90) 会計手法・解説 I 3(4).
- (91) 会計手法 I 3(1), 同解説 I 3(2).
- (92) FASB [1976], par. 80.
- (93) IASC [1997], paras. 47-48.
- (94) *Ibid.*, par. 16.
- (95) FASB [1976], par. 10d, 27c.
- (96) FASB [1997], par. 28.

- (97) FASB [1978], par. 34.
- (98) *Ibid.*, par. 37.
- (99) *Ibid.*, paras. 40-49.
- (100) FASB [1976], par. 5, paras. 56-62.
- (100) FASB [1997], par. 3, 43.
- (102) 末政 [1993], p.475, pp. 524-525.
- (103) 末政 [1993], pp. 403-409, p411, 428, 436, pp. 447-452.
- (104) 末政 [1993], p. 569.
- (105) 同掲書, p. 585.
- (106) 同掲書, p. 587.
- (107) 同掲書, p. 573, 577, 580.
- (108) 先行研究としては, Street. et al [2000] および Herrmann and Thomas [2000] 等があり, セグメントを開示する企業数, セグメント数, 開示項目数等を, 事業系別別と地域別のセグメントに分けて分析している。
- (109) FASB [1997], paras. 59-60.
- (110) FASB [1978], par. 53.
- (111) FASB [1976], par. 76.
- (112) FASB [1997], paras. 63-65.
- (113) 鎌田 [1997] を参照。
- (114) Rappaport & Lerner [1969], p. 39.
- (115) 末尾 [1979], p189.
- (116) IASC [1997], par. 13, 27.
- (117) *Ibid.*, par. 31.
- (118) IASC [1997], par. 62.
- (119) FASB [1976], Appendix D.
- (120) Abell [1980], 石井 [1992] pp. 221-227.
- (121) IASC [1997], par. 27a, 29.
- (122) IASC [1997], par. 6.
- (123) *Ibid.*, par. 24.
- (124) 商法第254条 2.
- (125) IASC [1997], par. 8.

参 考 文 献

Abell, D. F. [1980], *Defining The Business : The Starting Point of Strategic Planning*, Prentice-Hall, 1980. 邦訳: 石井淳蔵『事業の定義—戦略的計画の策定の出発点—』千倉書房, 1992年。

- FASB [1976a], *Scope and Implications of Conceptual Framework Project*, December 1976. 邦訳：森川八州男監訳／小倉崇資・佐藤信彦・原陽一『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房，1988年，pp. 1-39.
- FASB [1976b], Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976. 邦訳：津守常弘監訳『FASB 財務会計のフレームワーク』中央経済社，1997年。
- FASB [1976c], Statement of Financial Accounting Standards No. 14, *Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, 1976. 邦訳：日本公認会計士協会国際委員会訳『米国 FASB 財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館，1985年。
- FASB [1978], SFAC No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978. 邦訳：平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 改訂新版』，中央経済社，1994年，pp. 1-43.
- FASB [1997], SFAS No. 131, *Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997.
- 平岡秀福 [1998], 「セグメント別キャッシュ・フロー情報の戦略への応用」『経営分析研究』第15号，1998年，pp. 110-117.
- IASC [1977], IAS 7, *Statement of Changes in Financial Position*, July 1977.
- IASC [1981], IAS 14, *Reporting Financial Information by Segment*, 1981.
- IASC [1989a], E32, *Comparability of Financial Statements*, January 1989.
- IASC [1989b], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July 1989.
- IASC [1991], IAS ED36 Proposed Statement, *Cash flow Statements*, July 1991.
- IASC [1992a], IAS 7 (revised), *Cash Flow Statements*, October 1992.
- IASC [1992b], *Comment Letters on Exposure Draft, E36 Cash Flow Statements*, December 1992.
- IASC [1994], IAS 14 (reformatted 1994), *Reporting Financial Information by Segment*, 1994
- IASC [1997], IAS 14 (revised 1997), *Segment Reporting*, 1997
- 鎌田信夫 [1997] 「連結キャッシュ・フロー計算書の作成と利用」『企業会計』Vol. 49, No. 13, 中央経済社，1997年，pp. 41-47.
- Rappaport, A. And Lerner, E. M. [1969], *A Framework for Financial Reporting by Diversified Companies*, NAA New York, 1969.
- 末尾一秋 [1979] 『事業別財務情報会計』森山書店，1979年。
- 末政芳信 [1993] 『IBM 社のセグメント財務情報』同文館，1993年。